

相手国・政府・機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
カーボヴェル デ	食糧援助に関する日本国政府と カーボヴェルデ共和国政府との 間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に 関連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	240,000千円 H24.3.31まで	H24.1.19 ブライア ン(同日)	日本側 深田博史在カーボ ヴェルデ大使 カーボヴェルデ側 ジョル ジュ・アルベルト・ダ・ シルヴァ・ボルジエス外 務大臣	H24.2.3 20号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
 (注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
 (注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
 (注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。